

平成13年3月19日

各 位

住友信託銀行株式会社
(コード番号 8403)

当社取引先信泉不動産株式会社の清算手続きに伴う損失確定について

当社の取引先である信泉不動産株式会社が、平成13年3月8日付で会社清算手続を行なったことに伴い、同社に対する債権について、下記の通り損失が確定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 信泉不動産株式会社の概要

- | | | |
|-----|--------|-----------------|
| (1) | 商号 | 信泉不動産株式会社 |
| (2) | 所在地 | 東京都千代田区麹町三丁目4番地 |
| (3) | 代表者の氏名 | 代表取締役 林 新一郎 |
| (4) | 資本金の額 | 10百万円 |
| (5) | 事業の内容 | 不動産の賃貸借ならびに管理 |

2. 信泉不動産株式会社に対する債権の種類及び金額

- | | | |
|-----|---------|-------|
| (1) | 債権の種類 | 貸付金 |
| (2) | 確定した損失額 | 110億円 |

3. 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

過年度において全額を償却済みであり、平成13年3月期業績予想への影響はありません。

以上

< 本件照会先 > 広報室 兵頭 03-3286-8146
本店総括部 小縣 06-6220-2108

(注意事項：インサイダー取引規制に関して)

証券取引法第166条3項および4項、並びに同法施行令第30条の規定により、当社ホームページ (<http://www.sumitomotrust.co.jp>) および当社からのE-Mail等を通じて重要情報を入手した場合には「会社関係者から重要事実の伝達を受けた第一次情報受領者」と看做され、当社が施行令第30条1項に基づき報道機関に対し重要情報を公開(日本時間平成13年3月19日17時00分)した後、12時間以内に当社株の売買を行うことは、インサイダー取引規制の適用対象となります。したがって当社株の売買を行うに当たり、同規制に抵触することのないよう十分にご留意願います。